（特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡）

第二十九条　特定農業協同組合等は、信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡すことができる。

2　前項の規定により特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡す場合には、当該特定農業協同組合等について、当該特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡す場合とみなして、この法律の規定を適用する。

（農林中央金庫と特定承継会社との合併）

第三十条　農林中央金庫と特定承継会社とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、農林中央金庫とする。

2　前項の規定により農林中央金庫と特定承継会社とが合併する場合には、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会とが合併する場合とみなして、この法律の規定を適用する。

（特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡）

第三十一条　農林中央金庫は、特定承継会社から事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

2　前項の規定により農林中央金庫が特定承継会社から事業の全部又は一部を譲り受ける場合には、農林中央金庫について、農林中央金庫が特定農業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合とみなして、この法律の規定を適用する。

（特定承継会社に係る農林中央金庫法の適用関係）

第三十二条　特定業務を営む特定承継会社については、農林中央金庫法第七十二条第一項第一号に掲げる会社とみなして、同法（第三条第五項を除く。）の規定を適用する。

2　特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農林中央金庫法第三条第五項の規定を適用する。

（特定承継会社に係る銀行法等の適用関係）

第三十三条　前条に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、銀行とみなして、銀行法（第一条から第四条まで、第六条、第八条第二項及び第三項、第十条、第十一条、第七章、第七章の三（第五十二条の十一から第五十二条の十四までを除く。）並びに第五十三条第二項、第三項及び第五項その他政令で定める規定を除く。）の規定その他銀行に適用される法令のうち政令で定めるものの規定（他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2　前条及び前項に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農水産業協同組合貯金保険法の規定その他信用農業協同組合連合会に適用される法令のうち政令で定めるものの規定を適用する。

（政令への委任）

第三十四条　附則第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定承継会社が特定業務を営む場合における当該特定業務に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農業倉庫業法の廃止）

第六条　農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第百九条並びに第百十五条の規定　公布の日（以下「公布日」という。）

二　附則第百十二条の規定　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第　　号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

三　附則第百十三条の規定　医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

（農業協同組合等の登記に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の農業協同組合法（以下「旧農協法」という。）の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の農業協同組合法（以下「新農協法」という。）第九条第一項（新農協法第七十二条の九において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第七十三条の九第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。

2　旧農協法第八十五条第二項の規定による登記簿は、新農協法第九条第一項の規定による登記簿とみなす。

（共済代理店の事業報告書に関する経過措置）

第三条　新農協法第十一条の二十五第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。

（信託規程の変更等に関する経過措置）

第四条　新農協法第十一条の四十二第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一条の二十三第一項の信託規程の変更若しくは同項の信託規程の廃止、新農協法第十一条の四十八第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一条の二十九第一項の宅地等供給事業実施規程の変更若しくは同項の宅地等供給事業実施規程の廃止若しくは新農協法第十一条の五十一第三項の農林水産省令で定める事項に係る旧農協法第十一条の三十二第一項の農業経営規程の変更若しくは同項の農業経営規程の廃止又は旧農協法第六十四条第二項の規定による組合（旧農協法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。）の解散の議決（次項において「信託規程の変更等」という。）について施行日前に行われた旧農協法第十一条の二十三第三項、第十一条の二十九第三項若しくは第十一条の三十二第三項の承認又は旧農協法第六十四条第二項の認可の申請は、それぞれ新農協法第十一条の四十二第四項、第十一条の四十八第四項若しくは第十一条の五十一第四項又は第六十四条第四項の規定による届出とみなす。

2　施行日前に行われた信託規程の変更等（前項に規定する申請が行われたものを除く。）は、新農協法第十一条の四十二第四項、第十一条の四十八第四項若しくは第十一条の五十一第四項又は第六十四条第四項の規定の適用については、施行日に行われたものとみなす。

（回転出資金に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に存する旧農協法第十三条の二第二項に規定する回転出資金については、なお従前の例による。

（理事及び経営管理委員に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第三十条第十二項及び第十三項（これらの規定を新農協法第三十条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

2　この法律の施行の際現に存する新農協法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合については、同条第七項の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される経営管理委員会の終了の時までは、適用しない。